

## 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

および

## 函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正の概要

### 1 条例改正の趣旨

国の基準（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」）が令和3年4月1日付で一部改正されることとなったことから、本市の条例を一部改正することとなりました。

改正にあたっては、国の基準を十分参照したうえで、本市の実情や特性を十分考慮します。

### 2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

#### (1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の制定にあたっては、国が示す省令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は、国が示す省令で「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、および「参酌すべき基準」のいずれかによって、市独自の内容とできるかどうか定められています。

#### 基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲でなければならない。	条例の内容は、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したうえで、判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 条例への委任に係る本市の考え方

下記の改正内容に関し、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから、同内容の基準を条例において定めることとします。

改正内容	対象サービス	条例への委任の方法
1 感染症対策の強化 2 業務継続に向けた取組の強化 3 ハラスメント対策の強化 4 会議や多職種連携におけるICTの活用 5 利用者への説明・同意等に係る見直し 6 記録の保存等に係る見直し 7 運営規程等の掲示に係る見直し 8 高齢者虐待防止の推進 9 CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進	全サービス	参酌すべき基準
10 夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの配置基準等の緩和	夜間対応型訪問介護	従うべき基準
11 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	夜間対応型訪問介護	参酌すべき基準
12 認知症対応型通所介護における管理者の配置基準の緩和,	(介護予防)認知症対応型通所介護	従うべき基準
13 地域と連携した災害への対応の強化	地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	参酌すべき基準
14 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を除く)	参酌すべき基準
15 各サービスにおける人員基準の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	従うべき基準
16 小規模多機能型居宅介護における過疎地域におけるサービス提供の確保	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	参酌すべき基準
17 認知症対応型共同生活介護におけるユニット数の弾力化, サテライト型事業所基準の創設, 外部評価に係る運営推進会議の活用	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	人員基準に関わる部分: 従うべき基準 上記以外: 参酌すべき基準

3 施行日 令和3年4月1日